

全経法人税法2～3級税制改正

1 改正の概要

交際費等の損金不算入制度（措法61の4）

損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり1万円以下（改正前：5,000円以下）に引き上げられました。

2 交際費等の損金不算入制度・飲食費（措法61の4）

〈計算パターン〉

改正前	改正後
$\frac{\text{飲食費として支出する金額}}{\text{飲食に参加した者の数}} \leq 5,000\text{円}$ <p>∴ 交際費等に該当しない。</p>	$\frac{\text{飲食費として支出する金額}}{\text{飲食に参加した者の数}} \leq 10,000\text{円}$ <p>∴ 交際費等に該当しない。</p>

設例

交際費等の損金不算入制度・飲食費

次の費用が交際費等に該当するか否かの判定を示しなさい。

- (1) 居酒屋で接待した際に支出した飲食費32,000円（参加者は4名である。）
- (2) 寿司店で接待した際に支出した飲食費36,000円（参加者は3名である。）

解答

- (1) $\frac{32,000}{4} = 8,000\text{円} \leq 10,000\text{円}$ ∴ 交際費等に該当しない。
- (2) $\frac{36,000}{3} = 12,000\text{円} > 10,000\text{円}$ ∴ 交際費等に該当する（接待飲食費）。